

浜松市公告第952号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成28年9月6日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ浜松三方原店
浜松市北区東三方町130番地5 ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名
(変更前)

名 称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海(株)	静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1	代表取締役 寺嶋 晋

(変更後)

名 称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海(株)	静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1	代表取締役 神尾 啓治

3 変更年月日

平成25年5月28日

4 変更する理由

代表者の変更があったため